

自由民主党・道州制調査会への対応について

平成 19 年 6 月 4 日
富 山 県

自民党道州制調査会においては、6月下旬に道州制に関する中間報告を取りまとめるべく調査、審議を続けており、去る5月30日には「道州制に関する第2次中間報告」（素案）が示されたところである。全国知事会としても1月にまとめた「基本的考え方」に照らして、その議論を検証し、必要な意見表明、問題点の指摘などの対応を行っていくことが求められる。

1 道州制については、導入ありきではなく、国民の適正な判断が可能となるよう、具体的な制度設計や選択肢を示すことが必要

(1) 現在、政府や自民党、あるいは経済界などにおいて、道州制に関する様々な議論がなされているが、依然として、国民的な理解はもとより、国と地方団体の間でも明確で具体的なイメージが共有されているとは言い難い状況にある。

このような状況を踏まえ、現職の都道府県知事で構成される全国知事会は、道州制を導入する方向での意見集約は時期尚早であること、道州制ありきではなく、十分に吟味された責任の持てる議論を展開する必要があるとの観点から、1月に「道州制に関する基本的考え方」を取りまとめたところである。

当面は、仮に道州制を導入する場合には「基本的考え方」でまとめた7項目の基本原則が前提となるべきこと及び具体的に検討すべき8項目の課題があることを改めて主張していく必要がある。

(2) また、これらの8項目については、特に、

- ① 21世紀の世界の諸情勢のもとで、国（中央政府）の役割はどうあるべきか、
 - ② 国から道州へ現行の都道府県制の下では移譲できないどのような権限を移譲でき、国民生活はどのように向上するのか、
 - ③ 道州制導入により、都道府県制の場合よりもはるかに大幅な権限と財源を移譲することとなるが、それに伴い、道州間に大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度をどのように構築するのか、
 - ④ 住民自治の面でのデメリットをどのように克服するのか、
- などの観点から十分検討する必要がある。その際、できるだけ具体的な制度設計案や選択肢を提示し、どのような道州制であれば今の都道府県制よりも良くなるといえるのか、又はいえないのか、について国民の適正な判断が得られるようにすることが極めて重要である。

したがって、全国知事会としては、まさに現実の当事者として、このような検

討を主体的に進めていくことはもとより、政府、自民党等における議論がこのよ
うな観点からなされているか、検証していかなければならない。

2 「道州制に関する第2次中間報告」(素案)について

去る5月30日に自民党道州制調査会で示された素案が、前文において、明治期以
来の中央集権体制の改革、地方分権体制への大胆な転換が急務であるとしていること
は評価できるものと考えられる。

しかし、一方で、各論において、道州制導入により、どのような課題をどのように
解決できるのか、また、なぜ現行の都道府県制の下では対処できないのか、といった
点の説明は必ずしも十分なされていないのではないかと考えられる。

(1) 検討課題の中心となり、まず、先行して検討すべき重要課題は、「国のあり方、
国と地方の役割分担」である。

素案では、「国・道州・基礎自治体の役割分担の骨子」として表が示されてい
るが、例えば、

- ・「農林業振興」を道州の役割としながら、「食料の安定供給」「食糧需給」を国
の役割としているが、道州において決定権、責任をもって施策を遂行できるの
か
- ・「農地・森林保全」を基礎自治体の役割としながら、「国土保全」を国の役割と
しているが、基礎自治体の決定権、裁量をどのように担保するのか
- ・交通・社会資本については、国・道州・基礎自治体にまたがって役割を分担す
ることとされており、役割分担の明確化という基本方針に則ったものといえる
のか

といった疑問を持たざるを得ない。

「国と地方の役割分担」という検討課題は、抽象的なレベルにとどまらず実際
の事務事業の執行まで想定して議論しようとするれば、広範かつ緻密な議論、膨大
な作業が必要になるものと予想される。しかし、この課題について十分な検討を
しないまま、道州制を論じることはできず、地道な検討を重ねていく必要がある。

(2) このような地道な検討を重ねることにより、はじめて、中央政府の機能、組織
をどのようにするのか、地方団体としての道州、基礎自治体はどうあるべきかが
議論できるはずである。その上で、そのような機能、組織の改革によって、現行
の都道府県制の場合よりもどのように良くなるのか、という議論が必要である。

しかし、素案では、中央政府のあり方には全く触れられないまま、道州の組織
が論じられており、「道州制はこれまでの統治機構を根本から変革するもの」と
いう素案自体が示している基本認識と実際の議論の進め方が大きく乖離してい
るのではないかと考えられる。

(3) さらに、地方（道州や基礎自治体）の役割とされた事務事業について、地方が自立的に担い得る税財政制度を如何に構築できるかを真摯に検討することが、極めて重要である。こうした税財政制度の構築が可能でないならば、道州は自らの役割を自立的に担うことができず、「地方分権の推進のための道州制」という本来の目的を基本的に達成し得ないこととなるからである。

にもかかわらず、素案では「最終的には、各道州において自らの税収のみで行政運営している姿が理想である」としており、現実に厳然としてある財政力格差を踏まえた議論が極めて不十分であると考えられる。

全国知事会としては、以上のような素案の問題点を指摘しつつ、知事会自身が主体的に議論を進めていく必要がある。

また、素案に対する評価については、自民党内において引き続き、様々な議論がなされていること、素案の内容自体についても上記のような問題点があることを踏まえれば、全国知事会がこれに賛同しているかのような印象を与えることは適当ではなく、慎重に対処すべきである。